

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例(平成25年条例第6号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>目次</p> <p>第7章 罰則（第29条—<u>第33条</u>）</p> <p>（犬による事故が発生した場合の届出等）</p> <p>第11条 犬の飼主等は、当該犬が<u>人をかんだ</u>場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 犬の飼主等は、当該犬が<u>人をかんだ</u>場合は、直ちに、当該犬を獣医師に検診させなければならない。</p> <p>3 <u>犬にかまれた</u>者は、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（特定動物が逸走した場合の届出等）</p> <p>第17条 特定動物の飼主等は、当該特定動物が逸走した場合は、直ちに、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出るとともに、当該特定動物を自己の責任において捜索して捕獲することその他の当該特定動物が<u>人の生命又は身体に危害を</u>加えないために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定動物の飼主等は、当該特定動物が<u>人の生命又は身体に危害を</u>加えた場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 特定動物により<u>生命又は身体に危害を</u>加えられた者は、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第7章 罰則（第29条—<u>第32条</u>）</p> <p>（犬による事故が発生した場合の届出等）</p> <p>第11条 犬の飼主等は、当該犬が<u>人に害を加えた</u>場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 犬の飼主等は、当該犬が<u>人に害を加えた</u>場合は、直ちに、当該犬を獣医師に検診させなければならない。</p> <p>3 <u>犬により害を加えられた</u>者は、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（特定動物が逸走した場合の届出等）</p> <p>第17条 特定動物の飼主等は、当該特定動物が逸走した場合は、直ちに、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出るとともに、当該特定動物を自己の責任において捜索して捕獲することその他の当該特定動物が<u>人に害を</u>加えないために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定動物の飼主等は、当該特定動物が<u>人に害を加えた</u>場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 特定動物により<u>害を</u>加えられた者は、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>犬が人に害を加えることについて明確な表現に改めません</p> <p>特定動物が人に害を加えることについて明確な表現に改めます</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>(報告の徴収及び立入調査)</p> <p>第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼主等その他の関係者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他の関係のある場所に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(措置命令等)</u></p> <p>第26条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えた、又は害を加えるおそれがあると認める場合は、その飼主等に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>2 市長は、動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、法第25条第1項の規定に基づく勧告ができる場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p>	<p>(報告の徴収及び立入調査)</p> <p>第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼主等その他の関係者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他の関係のある場所<u>(人の住居を除く。)</u>に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(措置命令)</u></p> <p>第26条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えた、又は害を加えるおそれがあると認める場合は、その飼主等に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>法を適正に執行するため除外規定を削除します。</p> <p>生活環境の保全のため規則で基準を設け、改善されない場合は命令することができる規定を新たに設けます。</p>

改正後（案）	現行	備考
<p style="text-align: center;">第7章 罰則</p> <p><u>第29条</u> <u>第26条第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第30条</u> <u>第26条第1項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第31条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。 （1）～（2）（略）</p> <p><u>第32条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前3条</u>の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。</p> <p><u>第33条</u> <u>第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 罰則</p> <p><u>第29条</u> <u>第26条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>第30条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。 （1）～（2）（略）</p> <p><u>第31条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前2条</u>の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。</p> <p><u>第32条</u> <u>第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p>生活環境の保全のための措置命令等に違反した者への罰金の規定を新たに設けます。</p>